

鯨・千成第一交通に解雇・雇い止めの撤回を求める要請書

2016年2月から4月にかけて、鯨第一交通株式会社と千成第一交通株式会社では、労働組合の委員長、書記長をはじめ組合員がいっせいに、解雇・雇い止めされました。組合員らは従前、それぞれの会社に対し、法律等で定められたルールを守って労務管理や運行管理をするように求めて活動し、会社からの組合員攻撃にも異議を唱えてきました。

両社は第一交通産業株式会社の100%子会社です。第一交通産業は創業以来、労働組合を敵視し、その存在を認めてきませんでした。これまで、数多くの労働組合が潰され、労働者の権利が侵害されてきました。本社は全国にある同社の子会社160数社に対して支配介入をしており、組織として労働者の権利侵害を行っています。

これは、第一交通産業の子会社すべてが労働基準法違反や国土交通省の改善基準告知などを一切無視していることを隠すために、現行法を守ることを主張する労働者に対し、強面社員を使って脅迫行為や脅しを繰り返し、労働者を追い詰め、病気にさせ、休職せざるを得ない状況を作って解雇するなど、卑劣な方法で組合潰しを行っているものであります。労働組合法で認められている労働者の権利を踏みにじり、会社の違法行為を隠すために、労働者を弾圧することは許されることではありません。このようなことが放置され続ければ、安全安心な交通を提供することも困難となります。

要請事項

鯨第一交通と千成第一交通に解雇・雇い止めの撤回を命じる判決を下すこと。

氏名	住所

※この署名用紙は、裁判所に提出する以外の目的で利用されることはありません。

【取扱団体】 第一交通をまともな会社にする会

〒456-0006 愛知県名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館3F愛労連内 ☎052-871-5433